

別表第 1 (第 4 条関係)

県内派遣費補助金基準額

補助金交付 対象人員		大会要項により登録された人員。 ただし、1 校 55 名を限度とする。	
地区別基準額（一人当たり）		市町村名	児童及び生徒
	離島 A	伊平屋村 伊是名村 伊江村 粟国村 渡名喜村 渡嘉敷村 座間味村	10,000 円
	離島 B	上記以外	34,000 円
その他		(1) 第 9 条に定める概算払については、上記項目で合算された金額の 50%を上限とする。	

別表第 2 (第 4 条関係)

県外派遣費補助金基準額

補助金交付 対象人員		大会要項により登録された人員。 ただし、1 校 55 名を限度とする。		
地区別基準額（一人当たり）		都道府県名	児童	生徒
	1 ブロック	北海道	59,000 円	66,000 円
	2 ブロック	青森 秋田 山形 岩手 宮城 新潟 福島	50,000 円	57,000 円
	3 ブロック	東京 神奈川 埼玉 千葉 栃木 茨城 群馬 山梨 長野 静岡 富山 福井 石川 愛知 岐阜 三重	43,000 円	50,000 円
	4 ブロック	大阪 兵庫 京都 奈良 滋賀 和歌山 岡山 広島 山口 鳥取 島根 愛媛 香川 徳島 高知	37,000 円	44,000 円
	5 ブロック	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	30,000 円	37,000 円

楽器輸送料〈限度額〉	1 ブロックから 4 ブロック	楽器数×7,000 円
	5 ブロック	楽器数×6,000 円
その他	(1) フェスティバル、交歓会等の行事参加については、上記項目で合算された金額の 50%を補助する（文化的行事のみ）。 (2) 要保護及び準要保護児童生徒の補助金については、地区別基準額に 10,000 円を加算した額を交付する。 (3) 楽器輸送料は、実費と限度額のいずれか少ない方を交付する。 (4) 第 9 条に定める概算払については、上記項目で合算された金額の 50%を上限とする。	